栃木県教育行政基本方針

栃木県教育委員会 平成18年3月16日決定

現代の社会は、国際化、高度情報化、科学技術の進展などにより、物質的にはますます豊かで便利になる一方で、心の豊かさや人間的な絆などが失われていくことが憂慮されます。さらに、これからは人口減少に伴い社会の諸問題が一層深刻化すると予測され、一人一人の自己実現を図りながら明日の社会を力強く担える人材を育成することが求められています。

このため、教育には、基礎的・基本的な力が身に付いた心豊かでたくましい人を育てるという普遍的な面(不易)と、常に社会の変化に柔軟かつ適切に対応していくという面(流行)の両面があることを踏まえ、守るべきもの、見直すべきものを十分に吟味した上で、新たに取り入れるべきものには果敢に取り組んでいく必要があります。また、学校、家庭、地域社会が、連携・補完し合いながらそれぞれの役割を果たし、子どもたち一人一人の個性を尊重すると同時に、社会の一員としての自覚をはぐくむ教育を推進していくことが重要です。

栃木県教育委員会は、栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」の教育部門計画である「とちぎ教育振興ビジョン (二期計画)」に掲げた次の5つの教育目標を達成するため、「いきいき栃木っ子3あい運動」の理念を踏まえつつ、市町村教育委員会、関係教育機関・団体との緊密な連携のもと、県民各層の理解と協力を得ながら、次の3本の柱に沿って積極的に教育施策を推進します。

〔教育目標〕

- 知・徳・体の調和のとれた人を育てる
- 創造性に富む、健やかで寛容な人を育てる
- 変革の時代に主体的かつ柔軟に対応できる人を育てる
- 人権を尊び、平和な社会を形成する人を育てる
- 文化の継承と発展に努め、世界で活躍できる人を育てる

[教育施策推進の柱]

- 1 自立する力と豊かな心をはぐくむ学校教育の実現
- 2 生きがいとうるおいに満ちた生涯学習社会の実現
- 3 互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現